

[トップページ](#) > [組織でさがす](#) > [建築宅地課](#) > [トレーラーハウスを利用した建築物について](#)

トレーラーハウスを利用した建築物について

[通常ページへ戻る](#) 掲載日:2016年4月1日更新

トレーラーハウス(車輪を有する移動型住宅で、原動機を備えず牽引車により、牽引されるものをいう。)を住宅や事務所、店舗等として設置し、継続的に使用しようとする場合は、その形態及び使用の実態から建築基準法第2条第1項第1号に規定される「建築物」に該当し、設置前に「建築確認申請」が必要となります。

「建築物」は、建築基準法に適合した基礎を設け、地震その他の振動や衝撃に対して安全性を確保するための基準をはじめ、建築基準法の様々な規定を満足しなければなりません。

トレーラーハウスを「建築物」として利用したい場合は、管轄の各土木事務所、または、指定確認検査機関にご相談ください。

(参考)

[構造改革特区第19次 再々検討要請回答\(抜粋\)](#)

このページに関するお問い合わせ

建築宅地課

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

(宮城県行政庁舎9階 南側)

Tel:022-211-3243 Fax:022-211-3191 [メールでのお問い合わせはこちら](#)



[トップページ](#) >
 [事業者向け情報](#) >
 [建築・開発・災害対策](#) >
 [建築・住宅](#) >
 [建築行政](#) >
 [お知らせ情報](#) >
 トレーラーハウスを利用した建築物について

トレーラーハウスを利用した建築物について

平成27年9月30日

トレーラーハウス(車輪を有する移動型住宅で、原動機を備えず牽引車により、牽引されるものをいう。)を住宅や事務所、店舗等として設置し、継続的に使用する場合は、その形態及び使用の実態から建築基準法第2条第1項第1号に規定される「建築物」に該当し、設置前に「建築確認申請」が必要となります。

「建築物」は、建築基準法に適合した基礎を設け、地震その他の振動や衝撃に対して安全性を確保するための基準をはじめ、建築基準法の様々な規定を満足しなければなりません。

トレーラーハウスを「建築物」として利用したい場合は、各区役所街並み形成課へご相談ください。

また、建築確認申請を行う場合は市役所建築審査課または指定確認検査機関にご相談ください。

各区役所 街並み形成課(建築指導係)

青葉区役所 電話番号022-225-7211(代表)
 宮城野区役所 電話番号022-291-2111(代表)
 若林区役所 電話番号022-282-1111(代表)
 太白区役所 電話番号022-247-1111(代表)
 泉区役所 電話番号022-372-3111(代表)

都市整備局住環境部建築審査課 電話番号022-214-8485

お問い合わせ

都市整備局住環境部建築指導課
 仙台市青葉区国分町3丁目7-1仙台市役所本庁舎7階
 電話：022-214-8348 ファクス：022-211-1918
 メールアドレス：tos009420@city.sendai.jp

[このページのトップへ戻る](#)

[携帯電話向けホームページのご案内](#) |
 [サイトの使い方](#) |
 [著作権・リンク・免責事項](#) |
 [個人情報の取り扱いについて](#) |
 [ウェブアクセシビリティへの取り組み](#)

仙台市役所 〒980-8671 宮城県仙台市青葉区国分町3丁目7-1 | 代表電話 022-261-1111
 市役所・区役所などの一般的な業務時間は8時30分～17時00分です。(土日祝日および12月29日～1月3日はお休みです)ただし、施設によって異なる場合があります。
[市役所案内図](#) | [組織と業務](#)



仙台市モバイル版ホームページ
<http://www.city.sendai.jp/m/>
 仙台市では、平成15年11月1日からNTTドコモ、au、ソフトバンクの各社携帯電話に対応したホームページを公開しています。



[トップページ](#) > [事業者の方へ](#) > [建築・開発・災害対策](#) > [建築・住宅](#) > [建築行政](#) > [車両を利用した](#)

車両を利用した工作物について

バス、キャンピングカー及びトレーラーハウス等の車両（以下「トレーラーハウス等」という。継続的に使用しようとする場合は、その形態及び使用の実態から、建築基準法第2条第1項第1号に未認申請が必要となります。

建築物は、建築基準法に適合した基礎を設け地震その他の振動や衝撃に対して安全を確保する規定を満足しなければなりません。

お問い合わせ先

部署名：建設部 建築指導課

電話番号：0225-95-1111

内線番号：

確認・開発グループ 5673・5674・5677

安全・調整グループ 5675・5676・5678

[メールでのお問い合わせはこちら](#)

[サイトマップ](#) | [個人情報保護制度の概要](#) | [サイトポリシー](#)

石巻市役所

〒986-8501 宮城県石巻市穀町14番1号

電話番号 0225-95-1111（代表） ファックス 0225-22-4995

開庁時間 8時30分から17時 まで（土曜日・日曜日・祝日は除く）

法人番号 1000020042021



かいきと笑顔がつどう
みなとまち塩竈

ホーム > 市政のうごき > 建築・住宅・土地 > トレーラーハウスを利用した建築物について

更新日：2015年9月30日

トレーラーハウスを利用した建築物について

トレーラーハウス(車輪を有する移動型住宅で、原動機を備えず牽引車により、牽引されるものをいう。)を住宅や事務所、店舗等として設置し、継続的に使用しようとする場合は、その形態及び使用の実態から建築基準法第2条第1項第1号に規定される「建築物」に該当し、設置前に「建築確認申請」が必要となります。

「建築物」は、建築基準法に適合した基礎を設け、地震その他の振動や衝撃に対して安全性を確保するための基準をはじめ、建築基準法の様々な規定を満足しなければなりません。

トレーラーハウスを「建築物」として利用したい場合は、塩竈市建設部定住促進課(022-355-8362)、または、指定確認検査機関にご相談ください。

お問い合わせ

所属課室：建設部定住促進課
宮城県塩竈市本町1-1(巻番館庁舎2階)
電話番号：022-364-1126

宮城県塩竈市市民総務部政策課 〒985-8501 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話・FAXは各課の直通電話番号となります。(課・施設一覧ページをご覧ください)

(担当の課・係が不明の場合は、代表番号.022-364-1111をご利用ください)

一般的な業務時間 8時30分から17時15分まで 閉庁日：土・日・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

Copyright © Shiogama City. All rights reserved.

トレーラーハウスを利用した建築物について

トレーラーハウス（車輪を有する移動住宅で、原動機を備えず牽引車により、牽引されるものをいう。）を住宅や事務所、店舗などとして設置し、継続的に使用する場合は、その形態および使用の実態から、建築基準法第2条第1項第1号に規定される「建築物」に該当し、設置前に「建築確認申請」が必要となります。

「建築物」は、建築基準法に適合した基礎を設け、地震その他の振動や衝撃に対して安全性を確保するための基準をはじめ、建築基準法の様々な規定を満足しなければなりません。

トレーラーハウスを「建築物」として利用する場合や、建築確認申請を行う場合は建築住宅課建築指導係または指定確認検査機関に相談してください。

お問い合わせ

建築住宅課建築指導係 Tel:0229-23-8057 Fax:0229-24-1819

建設部建築住宅課

〒989-6188 大崎市古川七日町1-1 市役所東庁舎3階
電話番号：0229-23-8054
ファクシミリ：0229-24-1819
メールアドレス：kenchiku@city.osaki.miyagi.jp

この組織からさがす：[建設部/建築住宅課](#)

登録日：2015年9月9日 / 更新日：2015年9月18日

[ページトップへ戻る](#)

©2015, OSAKI city. All Rights Reserved.